

## ■事業所理念

### ①身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、重大な影響を与える可能性があり利用者の尊厳ある生活を阻むものです。本事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、利用者の安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営するものとし、そのため身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束を廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

### ②重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

### ③根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

障害者虐待防止法

## ■児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育を提供することが原則です。例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状況にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※やむを得ず身体拘束を行う場合には、上記3つの要件をすべて満たすことが必要です。

## ■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①周囲の人に殴る・噛みつく・蹴る・つばをかける・髪を引っ張る等の他害をする児童を職員が体で動けないように押さえつける。
- ②頭を柱に強くぶつける、自らの体を傷つけるなどの自傷をする児童を職員が体で動けないように押さえつける。

- ③本人を落ち着かせるために、クールダウン・タイムアウト室（自ら出られない場所や施錠有の部屋）へ移動させる。
- ④公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように児童の手を紐などで縛り固定する。
- ⑤行動を落ち着かせるために職員の体で動けないように押さえつける。
- ⑥場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする。
- ⑦食べ物・飲物を取り過ぎないように職員が制止する。

#### ■身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修の実施
- ②新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

#### ■身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず、身体拘束行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

- ①緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、管理者に報告する。1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の三要件全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

#### ②利用者本人や家族等に対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

### ③記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や事例や分析結果について、処遇職員に周知する。尚、身体的拘束検討・実施等に係る記録は五年間保存する。

### ④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応をさせていただきます。

### ■身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）を設置します。

設置目的：施設内での身体拘束についての現状把握及び改善についての検討

- ：身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ：身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ：身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ：身体拘束に関する職員全体への指導

身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）の構成

委員会責任者	管理者
身体拘束対応策担当責任者	児童発達支援管理責任者
身体拘束実施時の支援計画見直し 利用者と家族への説明	児童発達支援管理責任者 児童指導員
他検討のための第三者・専門家	一般社団法人障がい児成長支援協会 代表理事 山内 康彦

### ■その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員、全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要があります。

他の利用者への影響を考えて、安易に身体的拘束を実施していないか。

サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないのか）。

**【指針の閲覧】**

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族のみなさんが自由に閲覧できるようにします。

本指針は令和4年4月1日より施行します。

## 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇〇様

お子様の状態が下記に記した①②③をすべて満たした場合に限り、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うこととお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

個別の状況による拘束の必要な理由	パニックにより自傷・他害行為により、危険性を伴う場合
身体拘束の方法（場所、行為（部位・内容））	場所：施設内・外出先 行為：両手首を握るなどして動きを制止させる
拘束の時間帯及び時間	サービス利用中パニックになったとき、もしくはその前兆が見受けられ二次被害のおそれのある時間（1分以内）
特記すべき心身の状況	パニックにより職員の声かけにも応じることができない状況
拘束開始及び解除の予定	本人が落ち着き気持ちの切り替えが見受けられ安全と判断したとき

上記の通り実施いたします。

年 月 日

放課後等デイサービス HIRAKU

記録者氏名

上記の件について説明を受け、同意致しました。

年 月 日

児童氏名

保護者

印



